

整備行為費用申告書

令和〇年 ▲▲月 △△日

(申告先)
横浜市 長

協議書と同じ申請者の住所・氏名

(申請者) ※協議申請者に限る
住所 横浜市 ■■区〇〇一丁目2-3

氏名 横浜 太郎

(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)

狭あい道路拡幅整備に係る整備行為に要した費用について、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第 16 条第 5 項の規定により次のとおり申告します。

協議書と同じ地名地番

申請地の所在及び地番	横浜市 ■■ 区 〇〇三丁目 456 番 7
整備行為に要した費用を含む支払額の合計	¥〇〇〇,〇〇〇円

(注意) この申告書に必要書類を添付して提出してください。

領収書の額を記入
(複数枚ある場合はそれらの合計額)

(整備促進助成金交付決定額について)
整備促進助成金交付決定額は、条例施行規則第 18 条第 1 項第 1 号に規定する整備行為に要した費用の額(後退用地等の舗装、整備支障物件の除去、歩道等舗装等に際して他の補助金の交付決定を受けた場合にあつては、当該交付決定を受けた舗装等に要した費用の額を除く。)とします。